

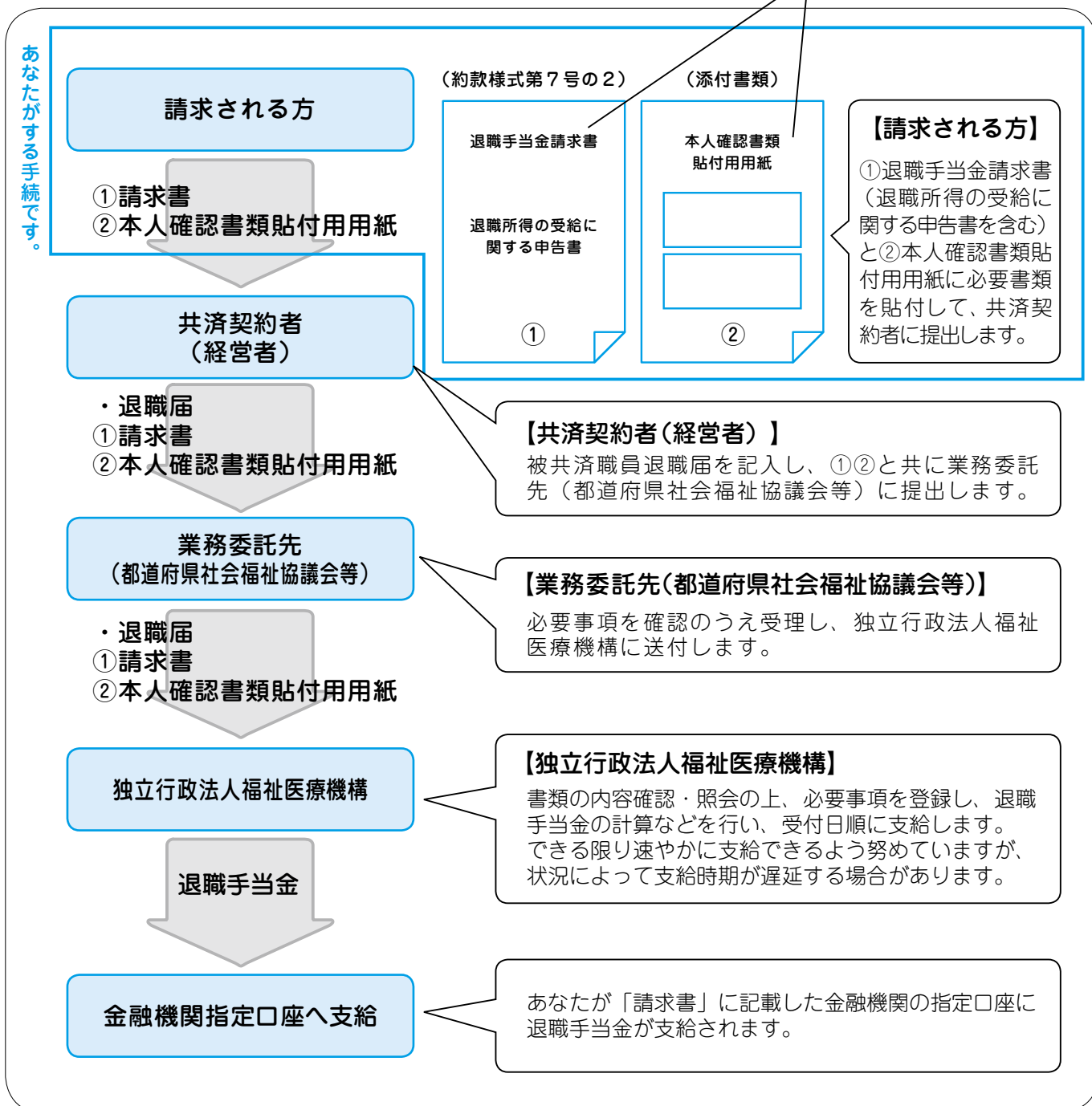
退職手当金の請求手続きのご案内

平成30年度

退職をしたら、退職手当金はどのようにして支給されるのでしょうか？
スムーズに退職手当金の支給を受けるためには、正しく手続きを行っていただくことが大切です。
このパンフレットでは退職手当金の請求方法についてご案内いたします。

退職手当金請求・支給手続きの流れ

記載方法は次頁をご参照ください。



本人確認添付書類について

(添付書類)

本人確認書類貼付用用紙

【注意事項】
氏名の変更が伴う場合、旧姓から新姓への変更が確認できる公的証明書(戸籍抄本(写)、旧姓と新姓が確認できる住民票(写)または運転免許証の表裏(写))が必要となります。

機構受付日付印

9855 9900

A

個人番号カードの写し又は番号通知カードの写しを貼付して下さい

B

顔写真付きの身分証明書等身分確認書類を貼付して下さい

- ・ 個人番号を記載するに当たっては本人確認が必要となりますので、以下の書類を提出してください。
- ・ 退職者(請求者)ご本人が書類を準備し、写しを貼付してください。

パターン	番号確認書類 (A)	身元確認書類 (B)
1	個人番号カード (個人番号カードがあれば、番号確認書類にも身元確認書類にもなります。)	
2	番号通知カード(みなさんに配布されるものです)	運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート) (顔写真等身分が証明される公的なもの)
3	番号通知カード(みなさんに配布されるものです)	健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書等の書類から2つ以上を組み合わせてください
4	個人番号が記載された住民票の写し	運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート) (顔写真等身分が証明される公的なもの)
5	個人番号が記載された住民票の写し	健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書等の書類から2つ以上を組み合わせてください

※これらによりがたい場合は、機構あてご相談ください。

退職手当金の額を試算してみましょう

A (計算基礎額)

×

B (支給乗率)

=

退職手当金額

A 退職前6か月間の平均本俸 (基本給の額) を計算基礎額表 (表A) にあてはめ、計算基礎額を求めます。

B 被共済職員期間 を支給乗率表 (表B) にあてはめ、支給乗率を求めます。

被共済職員期間の考え方

- 被共済職員期間とは、在籍期間のなかで勤務日数が10日を超える月を合計し、これを年数換算した期間です。
- 勤務日数が10日以下の月は退職金の算定月の対象になりません。
- 年次有給休暇 (年間20日まで)、産前産後の休業期間、育児・介護休業期間は実際に勤務していなくても、勤務をしたとみなされます。
ただし、育児休業期間については、その2分の1が被共済職員期間に算入されます。
- 被共済職員期間は年単位で算出しますので、通算して1年未満の端数の月が出た場合、端数の月は切り捨てとなります。

なお、平成28年4月1日以降に退職した方については、平成28年4月1日より施行された制度改正による経過措置が講じられます。

退職手当金の計算例

平成14年4月1日に加入し平成29年3月31日に15年間勤務して普通退職となり、退職前6か月間の平均本俸月額が240,000円の場合

- ・表Aより、計算基礎額：235,000円 (A)
- ・表Bより、被共済職員期間が15年で支給乗率が10.7880 (B)

退職手当金額 235,000円 × 10.7880 = 2,535,180円

A. 退職手当金計算基礎額表

退職前6か月の平均本俸月額	計算基礎額
～ 73,999	62,000
74,000～ 85,999	74,000
86,000～ 99,999	86,000
100,000～ 114,999	100,000
115,000～ 129,999	115,000
130,000～ 144,999	130,000
145,000～ 159,999	145,000
160,000～ 174,999	160,000
175,000～ 189,999	175,000
190,000～ 204,999	190,000
205,000～ 219,999	205,000
220,000～ 234,999	220,000
235,000～ 249,999	235,000
250,000～ 264,999	250,000
265,000～ 279,999	265,000
280,000～ 299,999	280,000
300,000～ 319,999	300,000
320,000～ 339,999	320,000
340,000～ 359,999	340,000
360,000～	360,000

Ⓐ 退職前の6か月の平均本俸月額が240,000円の場合の計算基礎額

Ⓑ 加入日以降実際に退職した月までの支給乗率
(この例では29年3月31日)

B. 支給乗率表

被共済職員 期間(年)	普通退職
1	0.5220
2	1.0440
3	1.5660
4	2.0880
5	2.6100
6	3.1320
7	3.6540
8	4.1760
9	4.6980
10	5.2200
11	5.7420
12	6.2640
13	6.7860
14	7.3080
15	7.8300
16	8.3520
17	8.8740
18	9.3960
19	9.9180
20	10.4400
21	10.9620
22	11.4840
23	12.0060
24	12.5280
25	13.0500
26	13.5720
27	14.0940
28	14.6160
29	15.1380
30	15.6600
31	16.1820
32	16.7040
33	17.2260
34	17.7480
35	18.2700
36	18.7920
37	19.3140
38	19.8360
39	20.3580
40	20.8800
41	21.4020
42	21.9240
43	22.4460
44	22.9680
45	23.4900
46	24.0120
47	24.5340
48	25.0560
49	25.5780
50	26.1000
51年以上	26.6220

退職手当金額早見表

普通退職

被共済 職員期間 計算 基礎額	62,000	74,000	86,000	100,000	115,000	130,000	145,000	160,000	175,000
1年	32,364	38,628	44,892	52,200	60,030	67,860	75,690	83,520	91,350
2年	64,728	77,256	89,784	104,400	120,060	135,720	151,380	167,040	182,700
3年	97,092	115,884	134,676	156,600	180,090	203,580	227,070	250,560	274,050
4年	129,456	154,512	179,568	208,800	240,120	271,440	302,760	334,080	365,400
5年	161,820	193,140	224,460	261,000	300,150	339,300	378,450	417,600	456,750
6年	194,184	231,768	269,352	313,200	360,180	407,160	454,140	501,120	548,100
7年	226,548	270,396	314,244	365,400	420,210	475,020	529,830	584,640	639,450
8年	258,912	309,024	359,136	417,600	480,240	542,880	605,520	668,160	730,800
9年	291,276	347,652	404,028	469,800	540,270	610,740	681,210	751,680	822,150
10年	323,640	386,280	448,920	522,000	600,300	678,600	756,900	835,200	913,500
11年	478,987	571,694	664,401	772,560	888,444	1,004,328	1,120,212	1,236,096	1,351,980
12年	526,454	628,348	730,243	849,120	976,488	1,103,856	1,231,224	1,358,592	1,485,960
13年	573,921	685,003	796,084	925,680	1,064,532	1,203,384	1,342,236	1,481,088	1,619,940
14年	621,388	741,657	861,926	1,002,240	1,152,576	1,302,912	1,453,248	1,603,584	1,753,920
15年	668,856	798,312	927,768	1,078,800	1,240,620	1,402,440	1,564,260	1,726,080	1,887,900
16年	830,136	990,808	1,151,479	1,338,930	1,539,769	1,740,609	1,941,448	2,142,288	2,343,127
17年	907,810	1,083,515	1,259,220	1,464,210	1,683,841	1,903,473	2,123,104	2,342,736	2,562,367
18年	985,483	1,176,222	1,366,961	1,589,490	1,827,913	2,066,337	2,304,760	2,543,184	2,781,607
19年	1,063,157	1,268,929	1,474,702	1,714,770	1,971,985	2,229,201	2,486,416	2,743,632	3,000,847
20年	1,267,590	1,512,930	1,758,270	2,044,500	2,351,175	2,657,850	2,964,525	3,271,200	3,577,875
21年	1,375,470	1,641,690	1,907,910	2,218,500	2,551,275	2,884,050	3,216,825	3,549,600	3,882,375
22年	1,483,350	1,770,450	2,057,550	2,392,500	2,751,375	3,110,250	3,469,125	3,828,000	4,186,875
23年	1,591,230	1,899,210	2,207,190	2,566,500	2,951,475	3,336,450	3,721,425	4,106,400	4,491,375
24年	1,699,110	2,027,970	2,356,830	2,740,500	3,151,575	3,562,650	3,973,725	4,384,800	4,795,875
25年	1,806,990	2,156,730	2,506,470	2,914,500	3,351,675	3,788,850	4,226,025	4,663,200	5,100,375
26年	1,893,294	2,259,738	2,626,182	3,053,700	3,511,755	3,969,810	4,427,865	4,885,920	5,343,975
27年	1,979,598	2,362,746	2,745,894	3,192,900	3,671,835	4,150,770	4,629,705	5,108,640	5,587,575
28年	2,065,902	2,465,754	2,865,606	3,332,100	3,831,915	4,331,730	4,831,545	5,331,360	5,831,175
29年	2,152,206	2,568,762	2,985,318	3,471,300	3,991,995	4,512,690	5,033,385	5,554,080	6,074,775
30年	2,238,510	2,671,770	3,105,030	3,610,500	4,152,075	4,693,650	5,235,225	5,776,800	6,318,375
31年	2,303,238	2,749,026	3,194,814	3,714,900	4,272,135	4,829,370	5,386,605	5,943,840	6,501,075
32年	2,367,966	2,826,282	3,284,598	3,819,300	4,392,195	4,965,090	5,537,985	6,110,880	6,683,775
33年	2,432,694	2,903,538	3,374,382	3,923,700	4,512,255	5,100,810	5,689,365	6,277,920	6,866,475
34年	2,497,422	2,980,794	3,464,166	4,028,100	4,632,315	5,236,530	5,840,745	6,444,960	7,049,175
35年	2,562,150	3,058,050	3,553,950	4,132,500	4,752,375	5,372,250	5,992,125	6,612,000	7,231,875
36年	2,626,878	3,135,306	3,643,734	4,236,900	4,872,435	5,507,970	6,143,505	6,779,040	7,414,575
37年	2,691,606	3,212,562	3,733,518	4,341,300	4,992,495	5,643,690	6,294,885	6,946,080	7,597,275
38年	2,756,334	3,289,818	3,823,302	4,445,700	5,112,555	5,779,410	6,446,265	7,113,120	7,779,975
39年	2,821,062	3,367,074	3,913,086	4,550,100	5,232,615	5,915,130	6,597,645	7,280,160	7,962,675
40年	2,885,790	3,444,330	4,002,870	4,654,500	5,352,675	6,050,850	6,749,025	7,447,200	8,145,375
41年	2,950,518	3,521,586	4,092,654	4,758,900	5,472,735	6,186,570	6,900,405	7,614,240	8,328,075
42年	3,015,246	3,598,842	4,182,438	4,863,300	5,592,795	6,322,290	7,051,785	7,781,280	8,510,775
43年以上	3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250

※平成27年4月以前に加入した方は、上記金額を上回る場合があります。

(単位：円)

190,000	205,000	220,000	235,000	250,000	265,000	280,000	300,000	320,000	340,000	360,000
99,180	107,010	114,840	122,670	130,500	138,330	146,160	156,600	167,040	177,480	187,920
198,360	214,020	229,680	245,340	261,000	276,660	292,320	313,200	334,080	354,960	375,840
297,540	321,030	344,520	368,010	391,500	414,990	438,480	469,800	501,120	532,440	563,760
396,720	428,040	459,360	490,680	522,000	553,320	584,640	626,400	668,160	709,920	751,680
495,900	535,050	574,200	613,350	652,500	691,650	730,800	783,000	835,200	887,400	939,600
595,080	642,060	689,040	736,020	783,000	829,980	876,960	939,600	1,002,240	1,064,880	1,127,520
694,260	749,070	803,880	858,690	913,500	968,310	1,023,120	1,096,200	1,169,280	1,242,360	1,315,440
793,440	856,080	918,720	981,360	1,044,000	1,106,640	1,169,280	1,252,800	1,336,320	1,419,840	1,503,360
892,620	963,090	1,033,560	1,104,030	1,174,500	1,244,970	1,315,440	1,409,400	1,503,360	1,597,320	1,691,280
991,800	1,070,100	1,148,400	1,226,700	1,305,000	1,383,300	1,461,600	1,566,000	1,670,400	1,774,800	1,879,200
1,467,864	1,583,748	1,699,632	1,815,516	1,931,400	2,047,284	2,163,168	2,317,680	2,472,192	2,626,704	2,781,216
1,613,328	1,740,696	1,868,064	1,995,432	2,122,800	2,250,168	2,377,536	2,547,360	2,717,184	2,887,008	3,056,832
1,758,792	1,897,644	2,036,496	2,175,348	2,314,200	2,453,052	2,591,904	2,777,040	2,962,176	3,147,312	3,332,448
1,904,256	2,054,592	2,204,928	2,355,264	2,505,600	2,655,936	2,806,272	3,006,720	3,207,168	3,407,616	3,608,064
2,049,720	2,211,540	2,373,360	2,535,180	2,697,000	2,858,820	3,020,640	3,236,400	3,452,160	3,667,920	3,883,680
2,543,967	2,744,806	2,945,646	3,146,485	3,347,325	3,548,164	3,749,004	4,016,790	4,284,576	4,552,362	4,820,148
2,781,999	3,001,630	3,221,262	3,440,893	3,660,525	3,880,156	4,099,788	4,392,630	4,685,472	4,978,314	5,271,156
3,020,031	3,258,454	3,496,878	3,735,301	3,973,725	4,212,148	4,450,572	4,768,470	5,086,368	5,404,266	5,722,164
3,258,063	3,515,278	3,772,494	4,029,709	4,286,925	4,544,140	4,801,356	5,144,310	5,487,264	5,830,218	6,173,172
3,884,550	4,191,225	4,497,900	4,804,575	5,111,250	5,417,925	5,724,600	6,133,500	6,542,400	6,951,300	7,360,200
4,215,150	4,547,925	4,880,700	5,213,475	5,546,250	5,879,025	6,211,800	6,655,500	7,099,200	7,542,900	7,986,600
4,545,750	4,904,625	5,263,500	5,622,375	5,981,250	6,340,125	6,699,000	7,177,500	7,656,000	8,134,500	8,613,000
4,876,350	5,261,325	5,646,300	6,031,275	6,416,250	6,801,225	7,186,200	7,699,500	8,212,800	8,726,100	9,239,400
5,206,950	5,618,025	6,029,100	6,440,175	6,851,250	7,262,325	7,673,400	8,221,500	8,769,600	9,317,700	9,865,800
5,537,550	5,974,725	6,411,900	6,849,075	7,286,250	7,723,425	8,160,600	8,743,500	9,326,400	9,909,300	10,492,200
5,802,030	6,260,085	6,718,140	7,176,195	7,634,250	8,092,305	8,550,360	9,161,100	9,771,840	10,382,580	10,993,320
6,066,510	6,545,445	7,024,380	7,503,315	7,982,250	8,461,185	8,940,120	9,578,700	10,217,280	10,855,860	11,494,440
6,330,990	6,830,805	7,330,620	7,830,435	8,330,250	8,830,065	9,329,880	9,996,300	10,662,720	11,329,140	11,995,560
6,595,470	7,116,165	7,636,860	8,157,555	8,678,250	9,198,945	9,719,640	10,413,900	11,108,160	11,802,420	12,496,680
6,859,950	7,401,525	7,943,100	8,484,675	9,026,250	9,567,825	10,109,400	10,831,500	11,553,600	12,275,700	12,997,800
7,058,310	7,615,545	8,172,780	8,730,015	9,287,250	9,844,485	10,401,720	11,144,700	11,887,680	12,630,660	13,373,640
7,256,670	7,829,565	8,402,460	8,975,355	9,548,250	10,121,145	10,694,040	11,457,900	12,221,760	12,985,620	13,749,480
7,455,030	8,043,585	8,632,140	9,220,695	9,809,250	10,397,805	10,986,360	11,771,100	12,555,840	13,340,580	14,125,320
7,653,390	8,257,605	8,861,820	9,466,035	10,070,250	10,674,465	11,278,680	12,084,300	12,889,920	13,695,540	14,501,160
7,851,750	8,471,625	9,091,500	9,711,375	10,331,250	10,951,125	11,571,000	12,397,500	13,224,000	14,050,500	14,877,000
8,050,110	8,685,645	9,321,180	9,956,715	10,592,250	11,227,785	11,863,320	12,710,700	13,558,080	14,405,460	15,252,840
8,248,470	8,899,665	9,550,860	10,202,055	10,853,250	11,504,445	12,155,640	13,023,900	13,892,160	14,760,420	15,628,680
8,446,830	9,113,685	9,780,540	10,447,395	11,114,250	11,781,105	12,447,960	13,337,100	14,226,240	15,115,380	16,004,520
8,645,190	9,327,705	10,010,220	10,692,735	11,375,250	12,057,765	12,740,280	13,650,300	14,560,320	15,470,340	16,380,360
8,843,550	9,541,725	10,239,900	10,938,075	11,636,250	12,334,425	13,032,600	13,963,500	14,894,400	15,825,300	16,756,200
9,041,910	9,755,745	10,469,580	11,183,415	11,897,250	12,611,085	13,324,920	14,276,700	15,228,480	16,180,260	17,132,040
9,240,270	9,969,765	10,699,260	11,428,755	12,158,250	12,887,745	13,617,240	14,589,900	15,562,560	16,535,220	17,507,880
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400

Q

「退職手当金請求書」「合算制度利用申出書」はいつまでに提出したらよいですか？

A

退職手当金を請求する場合は、退職後速やかにご提出ください。

なお、退職した日の翌日から起算して5年以内に請求しないと時効となり、退職手当金が支払われない場合があります。

合算制度の利用を申し出る場合も、退職後速やかにご提出ください。退職した日の翌日から起算して3年以内（平成28年3月末以前の退職者は2年以内）に申出ないと、合算制度が利用できなくなります。

Q

退職後、間もなく結婚し、引っ越すことが決まっていますが、請求書の氏名・住所・振込先金融機関は今現在のものを記入するのでしょうか？

A

退職する時点で既に変更が明らかになっている場合は、変更後の氏名・住所を記入してください。

送金日と同日に「退職手当金送金通知書」を郵送致しますので転居前の住所を記載した場合、同通知書がお手元に届かなくなる恐れがあります。

振込先金融機関の口座名義は旧姓でも送金できますが、退職手当金の送金までに名義変更や解約をされ、振り込みができないケースが多く見受けられますので、変更後の名義でご指定いただくことをお勧めします。

Q

退職手当金の振込先金融機関は、ゆうちょ銀行を指定することはできますか？

A

退職手当金の振込先金融機関については、ゆうちょ銀行（郵便局）を指定することができます。ただし、ゆうちょ銀行（郵便局）の口座番号（記号・番号）のままではお振り込みができませんので、ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口に通帳を提示し、ゆうちょ銀行の通帳に振込用の「店名・預金種目・口座番号」を記載してもらってください。（ゆうちょ銀行の振込用の店名は漢数字3桁で最終桁が「八」になります。）

（注）ゆうちょ銀行は、預金限度額が1,300万円までとなっています。退職手当金が振り込まれたことにより、1,300万円を超過した場合は、ゆうちょ銀行において預り金となります。

Q

退職手当金は請求してからどのくらいで振り込まれるのでしょうか？また、支給が決定されると何か連絡はあるのでしょうか？

A

【退職金の受給が機構だけの場合】請求手続きは、①ご退職されるお勤め先（退職時に請求書を提出）→②業務委託先（各都道府県の社会福祉協議会等（請求書を取りまとめて機構へ提出））→③福祉医療機構という順番で請求書が送付されます。請求書が機構へ届く③の時点から退職手当金支給までに書類審査、データ登録、金融機関への送金指示等の手続き等があるため概ね2ヶ月を要します。請求が集中する時期、財源の状況（共済契約者の掛金及び国庫並びに都道府県の補助金の入金状況）、記載内容の誤りなどにより、2ヶ月以上かかることがあります。

【退職金の受給が複数ある場合】通常、機構以外からの退職金の受給が完了して後にご退職されるお勤め先が機構へ退職手当金請求手続きを開始しますので、機構以外からの退職金を受給するまでの期間が上記の期間（概ね2ヶ月）に加わることになります。

退職者には送金日と同日に「退職手当金送金通知書」を郵送して支給額を通知します。

Q

現在の職場を退職した後も、引き続いて他の社会福祉法人が経営する社会福祉施設に正規職員として勤務することが決まっていますが、新しい職場でも退職手当共済に加入することができるのでしょうか？

A

新しい職場の社会福祉法人が機構と共済契約を結んでいて、なおかつ加入要件を満たしていれば加入することになります。なお、退職手当金を請求せず再び共済制度に加入する場合は条件にもよりますが、以前の共済契約者の加入していた期間を引継ぐ（合算する）ことができますので、現在の職場と新しい職場の担当者にご相談ください。

Q

被共済職員期間の合算をするのに必要な条件はあるのですか？

A

被共済職員である期間が1年以上である場合、退職した日から起算して3年以内（平成28年3月31日以前の退職においては2年以内）に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員になり、かつ、機構に申し出たときは退職手当金の計算に際し、前後の各期間を合算することができます。

退職日から3年以内（平成28年3月31日以前の退職においては2年以内）に被共済職員となった場合は、合算制度を利用していることを新しい職場へ申し出てください。

なお、新しい職場が当共済制度に加入していない場合等は、合算はできませんので、新しい職場にご確認ください。

Q

被共済職員期間の合算制度を利用したいのですが、もし退職日から3年以内に被共済職員にならなかった場合、退職手当金は請求できるのですか？

A

請求できます。退職手当金の請求手続きが必要になりますので、次の手順により請求してください。この場合、被共済職員期間は合算制度の利用を申し出た時点の被共済職員期間となります。

- 1 「退職手当金請求書（約款様式第7号の2）」を次のいずれかの方法で入手してください。① 当機構のホームページからダウンロードする。② 退職した職場（共済契約者）から入手する。③ ①②により入手できなかった場合は当機構から入手する（電話照会してください）。
 - 2 「退職手当金請求書」の「請求者」欄、「振込先金融機関」欄を、全て記入、押印してください。
 - 3 「退職手当金請求書」の下に「退職所得の受給に関する申告書」がありますので、申告書の「あなたの」欄と「A」欄は必ず記入、押印してください。退職した際（被共済職員ではなくなった時）に、別途退職金の支給を受けている場合は、「B」欄にその内容を記載するとともに、退職所得の源泉徴収票を貼付してください。
 - 4 「退職手当金請求書」（「退職所得の受給に関する申告書」部分を含む。）の記入、押印が完了しましたら、独立行政法人福祉医療機構共済部に直接送付してください。
- （注）退職した日の翌日から5年を経過したときは、時効が完成し、退職手当金が支給できない場合がありますので、注意してください。

Q

退職所得の受給に関する申告書に個人番号欄がありますが、個人番号は記入しなければならないのですか？

A

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入され、税務署に提出する申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することが義務付けられておりますので、申告書を提出する際には個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

Q

個人番号が記載された申告書を提出する際に、本人確認書類は提出しなければならないのですか？個人番号を見られたくない（知られたくない）のですが。

A

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため厳格な本人確認が義務付けられています。当機構は退職手当金の支払を受ける方から、個人番号が記載された退職所得の受給に関する申告書の提出を受ける場合は、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を行うことが必要となります。

また、個人番号は、退職手当金の支給にあたり税額の計算上必要となりますので「退職所得の受給に関する申告書」への記入が必要となります。

その際、機構から共済契約者あてに、個人番号を隠すための「目隠しシール」を配布しておりますので、ご利用ください。

請求者へ「退職手当金請求書」または「合算制度利用申出書」と共にお渡し下さい

【退職手当金請求書等 提出前チェックリスト】

提出をする前に次のことをもう一度ご確認ください！

以下のチェック項目の記入等がない場合、通常時より支給が遅れる恐れがあります。

【退職手当金請求書または合算制度利用申出書提出時の共通チェック項目】

- 請求者区分の選択は正しいですか？
※本人は1に、相続人は2に、遺族は3に○をつけましたか？
- あなたの氏名、フリガナを記入しましたか？
- 結婚等で氏名が変更している場合、請求書には新姓を記入していますか？
- 請求するあなたの印鑑を鮮明に押しましたか？
※不鮮明な場合は余白に再度押印をしてください。
- 元号（昭和・平成等）に○をつけ、生年月日を記入しましたか？
- 連絡先電話番号を記入しましたか？
- 7桁の郵便番号を記入しましたか？
- 住所を記入していますか？住所は現在お住まいの住所になっていますか？
- 記入事項に訂正がある場合、請求者印で訂正印を押印していますか？
- 鉛筆や消せるボールペンで請求書を記入していませんか？
※鉛筆等を使用した場合、受付ができません。

【退職手当金請求書提出時のチェック項目】

- 振込先金融機関の金融機関コード、支店番号、金融機関名、支店等名を請求者ご本人の通帳キャッシュカード等をもとに正しく記入しましたか？
- 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、支店名は漢数字三文字（最終桁は「八」）になっていますか？
また、口座番号は7桁の数字が記載されていますか？
- 振込先金融機関や支店名が合併や支店統廃合等により変更となっていないですか？
- 振込先金融機関の通帳の表紙と見開きページの写を添付しましたか？
- 退職所得の受給に関する申告書の「あなたの」欄に記入・押印し、「A」欄に記入しましたか？
- 「個人番号」（マイナンバー）は正しく記入しましたか？
- 「その年1月1日現在の住所」には、その時点の住民票に登録されている住所を記入しましたか？
- 機構以外から支給された退職所得にかかる源泉徴収票を添付しましたか？
- 「本人確認書類（運転免許証等）」の貼付もれはありませんか？
- 結婚等で氏名が変更している場合、新姓の本人確認書類を添付していますか？
- 最後に記入漏れ・押印漏れ等がないか今一度ご確認ください。

退職手当金支給時期について

【退職金の受給が機構だけの場合】請求手続きは、①ご退職されるお勤め先（退職時に請求書を提出）→②業務委託先（各都道府県の社会福祉協議会等（請求書をとりとめて機構へ提出））→③福祉医療機構という順番で請求書が送付されます。請求書が機構へ届く③の時点から退職手当金支給までに書類審査、データ登録、金融機関への送金指示等の手続き等があるため概ね2ヶ月を要します。請求が集中する時期、財源の状況、記載内容の誤りなどにより2ヶ月以上かかることがあります。

【退職金の受給が複数ある場合】通常、機構以外からの退職金の受給が完了して後にご退職されるお勤め先が機構へ退職手当金請求手続きを開始しますので、機構以外からの退職金を受給するまでの期間が上記の期間（概ね2ヶ月）に加わることになります。

【退職手当支給時期に関するお問い合わせ先：ナビダイヤル 0570-050-294】



- 退職時の具体的な手続きについては、まず勤務先の退職手当共済事務担当者にお尋ねのうえ、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

独立行政法人福祉医療機構 共済部 退職共済課 管理・給付係

TEL 0570-050-294 ※ガイダンスが流れた後①を押してください。

ホームページ <http://www.wam.go.jp/hp>